

令和7年度「介護等体験」申込ガイダンス資料

1	介護等体験とは	----	2
2	社会福祉施設等の介護等体験の申込方法等	----	3
3	特別支援学校の介護等体験の申込方法等	----	5
4	健康診断書等の提出について	----	6
5	「麻しん含有ワクチン接種歴の記録」または「麻しん抗体検査結果」の提出について	----	6
6	学生災害傷害保険（学研災）及び同賠償責任保険（学研賠）の加入について	----	6
7	事前指導について	----	6
8	介護等体験参加に当たり留意すべきこと	----	6
9	介護等体験の参加取消し及び日程変更について	----	7
10	介護等体験受入施設・学校への礼状について	----	8
(参考資料)			
【参考1】	令和7年度新潟大学授業暦	----	9
【参考2】	社会福祉施設等での「介護等体験」学生オリエンテーション (参考例)	----	10
【参考3】	社会福祉施設における介護等体験の内容について	----	12
【参考4】	社会福祉施設等の概要	----	13
【参考5】	介護等体験 特別支援学校一覧	----	15
●問い合わせ先		----	16
(別添資料等)			
【資料1】	令和7年度介護等体験受入施設一覧（社会福祉施設等）[Excel ファイル]		

1 介護等体験とは

(1) 趣旨

- ① 介護等体験は、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（以下「法律」という。）に基づき実施され、小学校・中学校教諭の普通免許状の授与の要件とするものです。
- ② 法律第1条では、「この法律は、義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行わせる措置を講ずるため、小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与について教育職員免許法の特例等を定めるものとする。」との趣旨が明記されています。

(2) 体験日数

- ① 計7日間の体験が必要です。
- ② 内訳：社会福祉施設等5日間 ＋ 特別支援学校（盲・聾・養護学校）2日間

(3) 実施学年

原則として、教育学部の学生は2年次、教育学部以外の学生は3年次に実施します。

(4) 介護等体験の内容

法律では、「障害者や高齢者等に対する介護、介助、これらの方々との交流等の体験」とされており、介護、介助のほか、障害者、高齢者の話し相手、散歩の付添いなどの交流等の体験あるいは掃除や洗濯といった受入施設の職員に必要とされる業務の補助など、幅広い体験が想定されます。

どのような内容のものを介護等体験と認めるかについては、受入施設長の判断によります。

(5) 申し込みに当たっての注意事項

- ① 原則として、**申し込み後の参加取り消しは認めません**。申し込み後の取り止めは、施設等に多大な迷惑をかけるとともに、今後の本学学生の受け入れにも影響があります。
「介護等体験を行う＝小学校又は中学校教諭の教員免許状を取得する」という、強い意志のある学生のみ、申し込んでください。
- ② 教育学部2年次生（令和7年度の学年）で、令和7年度介護等体験に参加しない事情がある学生は、教育学部教職支援係に至急、連絡・相談をしてください。
- ③ 教育学部以外の学生で、令和7年度介護等体験の参加を取りやめる場合は、教務課部教職支援係に至急、連絡をしてください（メール連絡）。

2 社会福祉施設等の介護等体験の申込方法等

- | |
|--|
| (1) 実施施設の希望申請期限：令和7年2月14日（金）
申請方法：Web フォームから必要事項を入力 |
| (2) 「介護等体験学生申込書」提出期限：3月3日（月） |
| (3) 費用の納入・振込完了が分かる書類の提出期限：3月3日（月） |

(1) 実施施設の希望申請について：令和7年2月14日（金）締切

- ① 「【資料1】令和7年度介護等体験受入施設一覧（社会福祉施設等）」を確認し、希望施設と実施期間を、**第1希望から第5希望まで**を選択してください。
- ア) 第1希望から第5希望は、**異なる施設を3施設以上、異なる期間を3期間以上**、選択してください。
- イ) **新潟県出身の学生は、実家（帰省先）の市区町村の施設**を選択してください。
- ウ) 新潟県以外の出身学生は、**新潟市の施設**を選択してください（本学で行う介護等体験は新潟県内のみです）。
- エ) **新潟大学五十嵐キャンパス近辺の施設は、希望者が多数となることが予想されますが、これらの施設だけを希望することは認めません。**
- オ) 次の期間が含まれる実施期間は選択しないでください。
- 各タームの定期試験期間（令和7年度授業暦参照）
 - 観察参加実習及び事前指導と重なる期間（教育学部生のみ該当）
- 令和7年9月17日（水）・9月18日（木）
- 令和7年8月29日（金）
- ② 指定のWeb フォームに、「施設番号」と「実施週（「1週」など）」を入力してください。入力間違いには注意してください。
- ③ 健康診断書の提出を求められている施設を選択する場合
- 大学で受検した健康診断に係る健康診断書の発行は、受検から約4週間後です。健康診断受検日と健康診断書提出期限に注意してください。

【実施施設希望申請 WEB フォーム】

教育学部生	人文学部・理学部・その他学生
https://forms.gle/zdv4VGJdg75B88JP7	https://forms.gle/jnuT12xGvnxwmejo6
	

【注意】希望申請期限を過ぎた場合は、希望を考慮することはできません。

また、場合によっては、令和7年度介護等体験には参加できません。

(2) 「介護等体験学生申込書」の提出について：3月3日（月）締切

【提出先・提出方法】

○教育学部生 ➡教育学部 教職支援係に提出 ※Web フォーム提出を予定。詳細は、割振り 結果通知時にお知らせします。	○人文学部・理学部・その他学生 ➡教務課 教職支援係に提出 ※Web フォーム提出を予定。詳細は、割振り 結果通知時にお知らせします。
--	--

- ① 希望申請内容に基づき、大学において施設の割振りを行い、令和7年2月20日（木）までに、学務情報システムから結果をお知らせします。

ア) 「介護等体験学生申込書」様式（Word 形式・パソコン作成、手書き不可）も併せて送付します。

イ) 施設の希望申請期限を過ぎた方の希望は考慮することはできません。場合によっては、令和7年度介護等体験には参加できません。

- ② 割当てられた施設について、「介護等体験学生申込書」を期限までに提出してください（第1希望には割振られた施設・期間を、第2希望にはその他の施設・期間を記入）。

ア) 介護等体験学生申込書は、大学から新潟県社会福祉協議会に提出します。

イ) 最終的な受入れ決定は、新潟県社会福祉協議会において、他大学からの申し込みと調整のうえ決定されます。新潟県社会福祉協議会から決定通知があり次第、連絡します（教育学部生は教育学部教職支援係から通知、教育学部以外の学生には教務課から通知）。

ウ) なお、実施時期や施設によっては、第1希望（割当てられた施設・期間）ではなく、第2希望若しくはその他の施設・期間に決定される場合もありますので、承知しておいてください。

(3) 費用の納入について：3月3日（月）期限

- ① 社会福祉施設等における受入れの調整費用や体験費用とし、10,000円（5日分）を徴収します。学生は、大学の指定口座に振り込んでください。大学から新潟県社会福祉協議会に一括納入します。

1 振込方法：銀行振り込み（ATM・ネット銀行 可）
2 振込期限：令和7年3月3日（月）
3 振込先
金融機関 第四北越銀行 内野支店（店番号 237）
口座番号 1620750（普通預金）
口座名義 新潟大学学務部教務課教育実習金 担当 保科 昌代
シンダイガクムブキヨウムカキヨウイ
振込金額 10,000円
・振込手数料は振込人の負担です。
・振込人氏名は、「在籍番号」＋「氏名（フルネーム）」としてください。

② 振込完了が分かる書類の提出：3月3日（月）期限

振込完了が分かる書類を、「介護等体験学生申込書」とともに提出してください。

【提出先・提出方法】

○教育学部生 ➡教育学部 教職支援係に提出 ※Web フォーム添付提出を予定。詳細は、 割振り結果通知時にお知らせします。	○人文学部・理学部・その他学生 ➡教務課 教職支援係に提出 ※Web フォーム添付提出を予定。詳細は、 割振り結果通知時にお知らせします。
--	--

ア) 振込完了がわかる書類の例

(ATM 振込の場合) お取引明細票、ご利用明細票 など

(窓口振込の場合) 振込金受領書 など

(ネット銀行振込の場合) 振込先・振込金額・振込実施日・振込人氏名が確認できる、
アプリ画面のスクリーンショット など

※口座残高が記載・表示されている場合は、残高金額を黒塗りなどで抹消いただいても差し支えありません。

イ) 介護等体験申込後に、やむを得ず介護等体験の参加を取り消した場合であっても、費用の払い戻しは行いません。

ウ) その他の必要な経費、交通費や受入施設での食事代等の実費は、参加学生の個人負担です。

3 特別支援学校の介護等体験の申込方法等

- ① 社会福祉施設の介護等体験実施期間と重複しないよう、大学において割振りを行い、大学から特別支援学校に申し込みます。
- ② 教育学部生は全員、新潟大学附属特別支援学校において実施します（実施期間は学生によって異なります）。
- ③ 教育学部以外の学生は、新潟大学附属特別支援学校を除く、新潟市内の特別支援学校において実施します（15 頁参照）。
- ④ 割当て結果は、4 月中旬頃までに、学務情報システム連絡通知（又は各学部学務係）からお知らせします。
- ⑤ 特別支援学校については、費用の納入は不要です。ただし、交通費や受入施設での食事代等の実費は、参加学生の個人負担です。

4 健康診断書等の提出について

- ① 社会福祉施設等における介護等体験の実施時、施設利用者等の健康管理のため、参加学生の健康診断書（当該年度受検分）を受入施設に提出する場合があります。
- ② 令和7年4月に大学が実施する健康診断を、必ず受検してください。
- ③ なお、受入施設によっては、大学の健康診断ではなく、医療機関における健康診断や「細菌検査票」等を求める場合があります。その場合は各自が医療機関で健康診断等を行ってください。
- ④ 詳細は、受け入れ施設決定後に配付する「介護等体験に関する確認票」によりお知らせします。

5 「麻しん含有ワクチン接種歴の記録」または「麻しん抗体検査結果」の提出について

施設における感染拡大を防止するため、「1歳以上で2回の麻しん含有ワクチン接種歴の記録のコピー」または「麻しん抗体検査で抗体が陽性（+）である結果のコピー」のいずれかを大学へ提出しなければなりません。

万一、「介護等体験学生申込書」提出時点において未提出の場合は、令和7年度介護等体験には参加できません。

6 学生災害傷害保険（学研災）及び同賠償責任保険（学研賠）の加入について

- ① 介護等体験参加者は、上記保険の加入が必須です。
未加入の場合、介護等体験に参加できません。
- ② 加入状況が不明な場合は、学務情報システムから各自で確認をしてください。
学務情報システム＜学生カルテ＞学研災・学研賠情報
- ③ 未加入の場合は、所属学部の学務係に問合せのうえ、保険料払込票により早急に保険料を払い込んでください。

7 事前指導について【令和7年4月実施予定】

- ① 令和7年4月に、「介護等体験事前指導」を実施します（対面予定）。
- ② 事前指導を無断欠席した場合は、介護等体験に参加できません。
- ③ 開催日・開催方法の詳細は、4月上旬までに、学務情報システム連絡通知からお知らせします。

8 介護等体験参加に当たり留意すべきこと

- (1) 介護等体験中に知った個人の情報は漏らしてはいけません。
施設利用者のプライバシーや児童生徒等に関する情報の扱いについては、十分に留意してください。
- (2) 遅刻・無断欠席は厳禁です。
 - ① 交通遅延も考慮し、集合時刻には余裕をもって到着するように行動してください。
事前に、施設・学校の下見や交通機関の確認することをお勧めします。

- ② 体調不良等によりやむを得ず欠席する場合は、学生本人が受入施設に至急、電話連絡をしてください。その後、所属学部の学務係に電話又はメール連絡を行ってください。
- (3) 通勤手段は、公共の交通機関を利用してください。
特別な指示がない限り、交通事故防止の観点から自家用車の利用は禁止します。
- (4) 当日の服装について
- ① 清潔感があり、動きやすく、華美でない服装とします。
 - ② 化粧、髪型、爪、アクセサリなどには、特に注意してください。
 - ③ ジャージなどでは出勤はせず、必要に応じて、施設・学校到着後に着替えてください。
 - ④ 体験時だけではなく、事前オリエンテーション等で福祉施設を訪問する際も、服装には十分に注意してください。
- (5) 介護等体験実施時のトラブル対応について
- 各受入施設等には、次の事項について徹底されるよう依頼をしていますが、守られない場合や、その他介護等体験の趣旨から逸脱するような状況があった場合には、大学に直ちに連絡してください。
- ① 利用者から学生への性的言動（セクシャル・ハラスメント）の防止。
 - ② 介護等体験の学生に専門的な介護技術を要する援助は行わせないこと。やむを得ず行わせる場合には十分な指導の後、職員の付き添いの上で行わせること。
 - ③ 身体介護を行わせる場合には、同性介助を原則とすること。

9 介護等体験の参加取消し及び日程変更について

原則、介護等体験の参加取消し及び学生都合による日程変更は認めていません。

(1) 介護等体験の参加取消について

介護等体験に参加できない事情が生じた場合は、至急、所属の学務係（教育学部生は教育学部教職支援係）に相談してください。施設・学校等と協議の上、やむを得ないと判断される場合は、参加取り消しの手続きを行います。

(2) 介護等体験の日程変更について

学生のやむを得ない事情による日程変更又は施設・学校の指示による日程変更が生じた場合は、日程変更手続きが別途、必要です。学生の事情による日程変更は原則、認めていませんが、必要が生じた場合は、至急、所属の学務係（教育学部生は教育学部教職支援係）に申し出てください。

(例)

- ・ 集中講義（ただし、当該年次指定の必修科目に限る）の日程と重複した。
- ・ 介護等体験期間中に1日を体調不良で欠席し、その分を翌週に追加実施することになった（施設とは調整済み）。
- ・ 施設からの指示により、当初予定の祝日を避けて、土曜日を追加し実施することになった。

10 介護等体験受入施設・学校への礼状について

- ① 介護等体験終了後、社会福祉施設及び特別支援学校の関係者の方々へ、必ず礼状を出してください。
- ② 以下は記載例です。時候の挨拶やエピソードなどは、時節・事実に適ったものとしてください。
- ③ 目上の方に対しては、「先生」「様」などの敬称をつけてください。
- ④ 用語や表現には十分に注意してください。
- ⑤ 送付する封筒は、白色封筒など、失礼のないものを使用してください。
- ⑥ 礼状は、記入面を内側に折り畳み、封入してください。
- ⑦ 礼状は、宛先（施設長、校長、介護等体験担当者等）別に別封とし、たとえ同一の施設・学校であってもそれぞれに切手を貼付し、郵送してください。
- ⑧ 郵便料金には注意してください。

〔例（社会福祉施設の施設長あて）〕

↓封筒表書・裏書 ※切手を貼付

拝啓 初夏の候、時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。 さて、○月○日～○月○日の5日間に渡る介護等体験においては、ご多用の中にもかかわらず、職員の皆様方には懇切・丁寧なご指導をたまわり、大変貴重な経験をさせていただきました。心より感謝申し上げます。 私はこれまで、高齢者と長期的に接する機会がなかったため、経験不足や知識不足から至らない点も多かったことと存じます。貴施設において、利用者の皆様の生活介助をお手伝いしたり話し相手になったりすることで、コミュニケーションと思いやりの心の大切さについて改めて考えるきっかけとなりました。 この度の体験で学んだことを、教職を目指すうえで、今後の学習に活かしていきたいと考えております。 末筆となりましたが、皆様のご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げます。 敬具 ○月○日 新潟大学○○学部○○学科（課程） 学年 学生氏名 ○○○デイサービスセンター 施設長 様

950-2222 新潟市西区○○○町一・二三四 ○○○デイサービスセンター 施設長 様	950-2181 新潟市西区五十嵐二の町八〇五〇番地 新潟大学○○学部○○学科（課程） 学年 学生氏名
--	--

【参考1】

令和7年度新潟大学授業暦

■ は、休業(講)日を示す。

□ は、授業振替日を示す。

() は、試験日を示す。

下線は、補講日等を示す。

第1学期

第2学期

	日	月	火	水	木	金	土	事 項		日	月	火	水	木	金	土	事 項
4月			1	2	3	4	5	第1ターム 4月8日～6月5日 4/3入学式、4/4,7ガイダンス	10月				1	2	3	4	第3ターム 10月2日～12月1日 10/1 秋季入学式・ガイダンス 10/16 月曜日授業振替
	6	7	8	9	10	11	12			5	6	7	8	9	10	11	
	13	14	15	16	17	18	19			12	13	14	15	16	17	18	
	20	21	22	23	24	25	26			19	20	21	22	23	24	25	
	27	28	29	30						26	27	28	29	30	31		
5月					1	2	3	5/1 月曜日授業振替 5/7 火曜日授業振替	11月							1	11/7 月曜日授業振替
	4	5	6	7	8	9	10			2	3	4	5	6	7	8	
	11	12	13	14	15	16	17			9	10	11	12	13	14	15	
	18	19	20	21	22	23	24			16	17	18	19	20	21	22	
	25	26	27	28	29	(30)	31			23	24	(25)	(26)	(27)	(28)	29	
6月	1	(2)	(3)	(4)	(5)	6	7	6/1 開学記念日 第2ターム 6月9日～8月4日	12月		(1)	2	3	4	5	6	第4ターム 12月3日～2月10日 12/27～1/6 冬期休業
	8	9	10	11	12	13	14			7	8	9	10	11	12	13	
	15	16	17	18	19	20	21			14	15	16	17	18	19	20	
	22	23	24	25	26	27	28			21	22	23	24	25	26	27	
	29	30								28	29	30	31				
7月			1	2	3	4	5		1月					1	2	3	1/16,18大学入学共通テスト準備・復元のため休講 1/14 月曜日授業振替 1/22 月曜日授業振替
	6	7	8	9	10	11	12			4	5	6	7	8	9	10	
	13	14	15	16	17	18	19			11	12	13	14	15	16	17	
	20	21	22	23	24	25	26			18	19	20	21	22	23	24	
	27	28	(29)	(30)	(31)					25	26	27	28	29	30	31	
8月						(1)	2	8/11～9/30 夏期休業	2月	1	2	3	(4)	(5)	(6)	7	
	3	(4)	5	6	7	8	9			8	(9)	(10)	11	12	13	14	
	10	11	12	13	14	15	16			15	16	17	18	19	20	21	
	17	18	19	20	21	22	23			22	23	24	25	26	27	28	
	24	25	26	27	28	29	30										
9月		1	2	3	4	5	6	9/22 秋季卒業式	3月	1	2	3	4	5	6	7	3/11～3/31 春期休業 3/23 卒業式
	7	8	9	10	11	12	13			8	9	10	11	12	13	14	
	14	15	16	17	18	19	20			15	16	17	18	19	20	21	
	21	22	23	24	25	26	27			22	23	24	25	26	27	28	
	28	29	30							29	30	31					

【参考2】

社会福祉施設等での「介護等体験」学生オリエンテーション（参考例）

1 「介護等体験」学習の意義

社会福祉施設等に入所・通所している高齢者、障害者及び児童と生活を共にし、その生活実態に触れながら、個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めるとともに、社会福祉施設等の果たす社会的役割と機能や、社会福祉施設等の職員のそれぞれの役割や職務内容などを、自らの体験をとおりて正しく認識し理解する。

2 「介護等体験」学習の具体的目標

- (1) 社会福祉施設等の役割・機能を知る。
- (2) 入所・通所している高齢者、障害者及び児童について正しい理解を深める。
- (3) 社会福祉施設等の職員の役割・職務内容を学ぶ。

3 社会福祉施設等の概要について

- (1) 施設目的とその対象について
- (2) 施設の沿革について
- (3) 施設の運営理念について
- (4) 施設の運営方針について
- (5) その他

4 学生に事前に提出させるもの（施設の実情に応じて）

- (1) 学生個人票（本人のプロフィール、写真付き）
- (2) 健康診断書（一般定期検診）
- (3) 細菌培養検査（サルモネラ菌、赤痢菌、O157、その他）
- (4) 結核検査
- (5) その他

5 体験学習をする上での心得（基本的に必要とされるマナー等）

- (1) 介護等体験について
 - ① 体験学習については、施設の方針と指示に従うこと。
 - ② 施設利用者から苦情等を言われた場合は、速やかに施設職員に報告すること。
 - ③ 時間を厳守すること。
 - ④ 遅刻・早退・欠勤については、事前に連絡して届け出ること。
 - ⑤ 挨拶は自分からすすんで行うこと。
 - ⑥ 職場の風紀を乱さないように、明るい態度で振る舞うこと。
 - ⑦ 自分に与えられた仕事には責任を持ち、積極的に取り組むこと。

- ⑧ 担当部署は、無断で離れないこと。
- ⑨ 批判的な態度は慎み、建設的な取り組み方をすること。
- ⑩ 備品等の使用は、丁寧に扱い、後始末はしっかりとすること。
- ⑪ その他

(2) 職員との関係について

- ① 礼儀をわきまえ、素直で謙虚な気持ちで指示に従うこと。
- ② 指示や質問を受けたときは、素直に落ち着いて対応すること。
- ③ 自信のないことや心配なことは、すすんで相談すること。
- ④ 指示を受けた仕事は、的確にやり遂げ、その結果を必ず報告すること。
- ⑤ 質問や意見がある時は、時・場所等を考え敬語の使い方も間違わないようにすること。
- ⑥ その他

(3) 施設利用者について

- ① 公平に接し、偏った扱いをしないこと。
- ② 個人的に親密になりすぎないこと。また、体験時間外の施設利用者との私的な接触は避けること。
- ③ 施設利用者の前では、言葉遣いや動作、服装などにも注意すること。
- ④ 施設利用者に金品を与えたり、約束などを軽々しくしたりしないこと。
- ⑤ その他

(4) その他

- ① 動きやすい清楚な服装で実習すること。
- ② 化粧、髪型、爪、装身具等は特に注意すること。
- ③ 貴重品、その他不必要な物は持ってこないこと。
- ④ 活動中は、私用の電話や外出、面会等はひかえること。
- ⑤ 介護等体験により知り得た施設利用者のプライバシーに関する情報等については、守秘義務があること。
- ⑥ 事故が発生した場合は、速やかに職員に報告するとともに大学等に連絡すること。
- ⑦ その他

6 体験日程の説明

各施設で作成したスケジュール表により、体験学習の日程や内容等を説明する。

【参考3】

介護等体験の内容について（参考例）

	第1日目	第2日目	第3日目	第4日目	第5日目
10:00	オリエンテーション（※1）	オリエンテーション	オリエンテーション	オリエンテーション	オリエンテーション
11:00	施設案内（※2）				
12:00	生活介助体験（※3）	生活介助体験	生活介助体験	生活介助体験	生活介助体験
13:00	レクリエーション（※4）	レクリエーション	レクリエーション	レクリエーション	レクリエーション
14:00	サークル活動への支援	サークル活動への支援	サークル活動への支援	サークル活動への支援	サークル活動への支援
15:00	生活介助体験	生活介助体験	生活介助体験	生活介助体験	総括（懇談）
16:00	総括（※5）	総括	総括	総括	証明書発行

（注）昼休み、休憩は施設日程による。

※1 オリエンテーション

- ・施設の概要説明（施設パンフレット、体験心得、スケジュール表等の資料配付）
- ・施設内における基本的マナーの説明
（例：利用者のプライバシーの尊重について、利用者の心と身体について等）
- ・介護機器の取り扱い
- ・体験日程の説明

※2 施設内の案内

- ・施設案内（全館）

※3 生活介助体験

- ・介助（移動介助、身辺介助、食事介助、入浴脱着介助等）
- ・車椅子の移動等介助（食堂、レクリエーション室、トイレ、外出等）
- ・話し相手
- ・散歩、病院等への付き添い
- ・掃除、洗濯

※4 レクリエーション、サークル活動等への支援

- ・サークル活動の手伝い
- ・運動会、文化祭等行事への支援
（例：用具の準備、活動時の作業や移動の補助、声かけ、片づけ、清掃等）

※5 総括

- ・総括（学生と施設との意見交換）、最終日は証明書への記入及び捺印

【参考 4】

[出典：新潟県社会福祉施設等名簿 新潟県福祉保健課]

社会福祉施設等の概要

施設の種類		施設の目的及び対象者
児童福祉施設等	乳児院 (児童福祉法)	乳児（保健上その他の理由により特に必要のある場合には、おおむね2歳未満の幼児を含む。）を入院させて、これを養育することを目的とする。
	児童養護施設 (児童福祉法)	乳児を除いて、保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせてその自立を支援することを目的とする。
	児童自立支援施設 (児童福祉法)	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援することを目的とする。
	母子生活支援施設 (児童福祉法)	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする。
	障害児入所施設（福祉型） (児童福祉法)	障害児を入所させて保護するとともに日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする。
	児童発達支援センター (児童福祉法)	障害児を通所させて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。
保護施設	救護施設 (生活保護法)	身体上又は精神上著しい障害があるために独立して日常生活が営めない要保護者を入所させ、生活扶助を行う。
老人福祉施設等	養護老人ホーム (老人福祉法)	65歳以上で、環境上の理由及び経済的な理由により、居宅での生活が困難な方が入所し、自立的な日常生活の援助等を行う施設。
	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設） (老人福祉法・介護保険法)	要介護の高齢者等が入所し、介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う施設。
	介護老人保健施設 (介護保険法)	要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要であるものに対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う施設。
	軽費老人ホーム（ケアハウス） (老人福祉法)	60歳以上で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことに不安があり、家族による援助を受けることが困難な方が入所し、無料又は低額で日常生活上必要な便宜を提供する施設。
	有料老人ホーム (老人福祉法)	高齢者が入所し、介護や日常生活上の便宜等のサービスを提供する施設。

老人短期入所施設（ショートステイ） （老人福祉法・介護保険法）	介護者の疾病その他の理由により、家庭において適切な介護を受けることが困難な方が一時的に入所し、日常生活上必要な介護を短期間受けることができる施設。
老人デイサービスセンター （老人福祉法・介護保険法）	居宅要介護者等に対し、入浴・食事の提供、機能訓練、介護方法の指導、その他のサービスを提供する施設。
老人福祉センター （老人福祉法）	高齢者に対し各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等のための便宜を、無料又は低額な料金で提供する施設。
介護医療院 （介護保険法）	長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた施設。

施設の種類		施設の目的及び対象者
障害福祉サービス事業所等	生活介護 （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）	常時介護を要する障害者につき、主として昼間、施設において入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行う。
	自立訓練（機能訓練） （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）	身体障害者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練等を行う。
	自立訓練（生活訓練） （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）	知的障害者・精神障害者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練等を行う。
	就労移行支援 （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）	一般企業等への就労を希望する障害者に、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う。
	就労継続支援（A型） （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）	通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う。
	就労継続支援（B型） （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）	通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う。
	障害者支援施設 （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）	施設に入所する障害者に、夜間や休日、入浴、排せつ又は食事の介護等を行う。
	地域活動支援センター （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う。

※【参考２】～【参考４】は、新潟県社会福祉協議会「教育職員免許法の特例に伴う「介護等の体験」社会福祉施設等の受け入れ調整実施要項」抜粋

【参考 5】介護等体験 特別支援学校一覧

対象学生	学校名	住所
教育学部	新潟大学附属特別支援学校	新潟市中央区西大畑町 5214
教育学部以外 の学生	新潟市立東特別支援学校	新潟市東区海老ヶ瀬 31
	新潟市立西特別支援学校	新潟市西蒲区堀山新田 88
	新潟県立東新潟特別支援学校	新潟市東区海老ヶ瀬 994
	新潟県立はまぐみ特別支援学校	新潟市中央区水道町 1 丁目 5932 番地
	新潟県立江南高等特別支援学校	新潟市江南区北山 1510
	新潟県立西蒲高等特別支援学校	新潟市西蒲区堀山新田 51-1
	新潟県立よつば学園	新潟市東区竹尾 2-2-1

●問い合わせ先 ※電話対応時間（共通）：平日の8時30分～17時15分

(1) 所属する学部・研究科の学務係等

	電話番号	メールアドレス
人文学部学務係	(025) 262-6281	gakumu01@human.niigata-u.ac.jp
教育学部教職支援係	(025) 262-7107	gakumu2@ed.niigata-u.ac.jp
法学部学務係	(025) 262-6283	gakumu2@jura.niigata-u.ac.jp
経済科学部学務係	(025) 262-6284	toki@econ.niigata-u.ac.jp
理学部学務係	(025) 262-6106	gakumu@ad.sc.niigata-u.ac.jp
工学部学務係	(025) 262-6711	gakumu@eng.niigata-u.ac.jp
農学部学務係	(025) 262-6605	nougaku@agr.niigata-u.ac.jp
現代社会文化研究科学務係	(025) 262-6826	jimugen@cc.niigata-u.ac.jp
自然科学研究科学務係	(025) 262-7387	z-gakumu@adm.niigata-u.ac.jp

(2) 学務部教務課教職支援係

電話番号 (025) 262-5512、5524

メールアドレス kyoshoku@adm.niigata-u.ac.jp